

経 済 産 業 省

20191203 保局第1号

令和元年12月23日

火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。）に係る性能規定化された技術基準の適合性評価にあたり、別添「火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）」のとおり、例示基準を定める。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

施行規則第16条第3号

三 前条第一項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第3号ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.
 - 2 外扉の基準に適合し、厚さ2mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
2. 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

●施行規則第16条第3号ホに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは、次の基準によるものとする。

1. 施行規則第15条第1項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）【施行規則第16条第3号】、施行規則第15条第1項の表（１）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合【施行規則第16条第3号の2】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあっては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

施行規則第16条第3号の2

三の二 前条第一項の表（１）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

●施行規則第16条第3号の2ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉は、厚さ4.5mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
2. 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

施行規則第16条第4号

四 前条第一項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰えん管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。

ハ 設備の内面は、板張りとする。

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第4号イに規定する設備の扉の盗難を防止するための措置とは次の基準によることとする。

1. 設備の扉には、錠を使用すること。

●施行規則第16条第4号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは次の基準によることとする。

1. 施行規則第15条第1項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）【施行規則第16条第4号】、施行規則第15条第1項の表（１）（ロ）及び（２）から（４）までの規定により火薬類を貯蔵する場合【施行規則第16条第4号の2】については、次の基準によること。

イ 設備の扉には、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

施行規則第24条第4号

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第4号の火薬庫入口の扉の盗難を防止するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 内扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.

1. 1 内扉の基準に適合すること。

ロ 外扉は次の基準によること。

(1) 厚さ3mm以上の鉄板とすること。

(地上式二級火薬庫にあつては、厚さ2mm以上の鉄板とする。)

(2) 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 1.

2 外扉の基準に適合すること。

ハ 内扉及び外扉にはそれぞれ錠を使用すること。

ニ 外扉の錠は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項

3. 2 火薬庫に用いる錠の基準に適合すること。

施行規則第24条第15号

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第15号の火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難防止の措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。

施行規則第24条第16号

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

●施行規則第24条第16号に掲げる盗難を防止するための警鳴装置とは、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地中式一級火薬庫【施行規則第25条】、地下式一級火薬庫【施行規則第25条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地中式二級火薬庫【施行規則第26条第2項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、地中式三級火薬庫【施行規則第27条第2項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。

施行規則第 25 条第 4 号

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第 25 条第 4 号に掲げる盗難防止の措置は、次の要件を満たすものとする。

1. 地中式 1 級火薬庫【第 25 条】、地下式 1 級火薬庫【第 25 条の 2】については、次の基準によること。

イ 入口の扉は、日本産業規格 K 4 8 3 2 (2 0 1 8) 火薬類の盗難防止設備の要求事項 3. 1. 2 外扉の基準に適合すること。

ロ 入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入り口には、日本産業規格 K 4 8 3 2 (2 0 1 8) 火薬類の盗難防止設備の要求事項 3. 2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠をそれぞれ設置すること。

経 済 産 業 省

20191203 保局第 1 号
令和元年 12 月 23 日

火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。）に係る性能規定化された技術基準の適合性評価にあたり、別添「火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）」のとおり、例示基準を定める。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

施行規則第67条

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

●施行規則第六十七条第一項に規定する火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄の方法とは、次のいずれかの基準によること。

1. 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発処理又は燃焼処理すること。
2. 水又は溶媒に可溶性の成分を主とする火薬又は爆薬は、安全な溶液として分解処理すること。
3. 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は0.5kg以下を順次に爆発処理すること。
4. 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘って入れ、又は水中に入れ、爆発処理すること。
5. 導火線は、燃焼処理又は湿潤状態として分解処理すること。
6. 導爆線及び制御発破用コードは爆発処理又は、少量ずつ燃焼処理すること。
7. 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は4.に規定する方式により爆発処理し、導火管部は爆発処理又は燃焼処理すること。
8. 実包又は空包は、燃焼炉(燃焼中に実包又は空包の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。
9. 銃用雷管は、孔を掘って入れ、爆発処理又は、燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。
10. 4. から9. に掲げるもの以外の火工品は、4. から9. の基準に準じて処理すること。